

令和 7 年度 新潟市立南浜中学校 学校生活のきまり

この規則は南浜中学校で学ぶ生徒として常識的に守られるべききまりである。“常識”というのはその時代や環境によって変化するものだが、その都度生徒が主体的に考え、議論し、新しい規則を創造していくことが求められる。自分たちで決めた規則は遵守するのが当然である。そしてより良い学校を目指していく。

1 登下校

◎基本

登校 8 : 1 5 までに自席に着席完了。(朝読書・朝学活等が始められる状態。)

下校 1 5 : 4 5

※気温に合わせて、体育着登校可。(詳細は生徒指導部より提示。)

◎部活動時間

【月曜日～金曜日】

年間を通して、1 6 : 3 0 まで活動。(1 6 : 4 0 完全下校)

【土・日・祝日】

各部活動の指導のもと実施する。

2 服装

【夏】

- ・ワイシャツ・シャツブラウス。(白)
- ・校内では名札を着用する。
- ・学生服ズボン (ベルト着用)、スカート。
- ・学校指定の体育着の半袖・短パン。
- ・ソックス (白・黒・紺・灰色のみ)。
※くるぶしソックスは不可。
- ・履物 通学用は派手なもの禁止。
校内では指定の内履き。

【冬】

- ・学生服・制服。
- ・校内では名札を着用する。
- ・学生服ズボン (ベルト着用)、スカート。
- ・学校指定の体育着 長袖・長ズボン。
- ・ソックス (白・黒・紺・灰色のみ)。
※くるぶしソックスは不可。
- ・履物 通学用は派手なもの禁止。
校内では指定の内履き。

3 携行品

- ・学校カバン。(入りきれない場合、バッグ使用可。)
- ・給食を食べない生徒は弁当。
- ・学校に必要な物品、金銭は持ってこない。
- ・電話代は持ってきてもよい。

4 頭髪

- ・学校生活を送るのに相応しい清潔感のある髪型を原則とする。

5 自転車

- ・指定された地区のみ自転車通学を許可する。
※その他の地区でも身体上等の都合で保護者の要請のある場合は可。
- ・登録者、ナンバー登録をした自転車を利用すること、校名ナンバープレートをつけること。
- ・交通ルール、マナーを守って走行すること。
- ・冬期間禁止（先生の指示による）。

6 iPad の使用について

本来であれば、一人一人が中学生としての自覚をもち自制心をもって使用することが望ましいが、iPad がもつ依存性や脳や健康に与える影響を考え、以下のことに留意して使用することとする。

① 学校での使用について

- ・授業中は、学習に関係のないことでは使用しない。使用しないときは学習に集中するため、机の上に出さない。
- ・iPad は学習のための道具である。私的な理由での使用はせず、休み時間は目や脳を休め、次の活動に備えるための時間とする。
- ・朝読書の時間は iPad の使用を禁止する。読書に集中し、一日を気持ちよくスタートする。

② 自宅での使用について

- ・中学生の自覚をもって、効率的、道徳的、健康的に使用する。
- ・学校で得た情報や写真や動画を SNS 等にアップしない。
- ・健康上の理由から 21 : 30 以降は使用しない。

7 生徒心得

- ・アルバイトは禁止。（特別な事情があるときは校長の許可を得る。）
- ・学校のものは大切に扱い、使用後は元の位置に戻す。
- ・紛失したり、壊したりした場合は必ず先生に届け出る。
- ・靴はかかとをつぶさずに履く。
- ・自分からすすんで、先生や来校者、生徒同士であいさつをする。
- ・教務室の出入りの時には入口で学年組氏名と用件をはっきりと言い、用がすんだらすぐに退室する。
- ・三点固定（起床、学習開始、就寝）を守り生活する。
- ・始業時間や集会に遅れないように、時間に余裕をもって行動する。
- ・欠席、早退、遅刻の場合は必ず学校に連絡する。
- ・用がない場合は他の教室に入らない。

8 外出

- ・友人宅への外泊や夜間の滞在は望ましくない。
- ・友人同士でのゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェへの出入りはしない。
- ・午前中で授業が終わる日は、やむを得ない場合を除き 15 時まで自宅学習をすることが望ましい。
- ・体育祭、文化祭等で他校（中学校）を訪問しない